＿＿＿＿＿＿＿＿防犯カメラ等管理運用規程

（目的）
第１条　この規程は、＿＿＿＿＿＿＿＿が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。
（定義）
第２条　この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。
（管理責任者等）
第３条＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。
２　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、管理責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。
３　防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び管理責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。
４　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。
（管理責任者等の責務）
第４条　管理責任者、取扱者及び受託者（以下「管理責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。
２　管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。
（防犯カメラ等の運用）
第５条　防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。
(1)　撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。
(2)　防犯カメラが作動中であること、設置目的及び設置者の名称を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。
(3)　映像表示機器及び録画機器の設置場所に管理責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。
(4)　管理責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。
（記録した映像等の管理）
第６条　映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。
(1)　映像の加工や不必要な複写を行わないこと。
(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。
(3)　映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
(4)　映像の保管期間は、＿＿＿＿＿＿までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。
(5)　その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。
（映像及び記録媒体の提供の制限）
第７条　映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
(1)　映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
(2)　法令等に基づく場合
(3)　捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
(4)　個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
（苦情処理）
第８条　管理責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。
（補則）
第９条　この規程の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。
附則
この規程は、　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から施行する。